

本案は、諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって諮問第一号は、諮問どおり異議ない旨答申することに決定いたしました。

○議長（赤星行人君） 日程第十 諮問第二号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市長 石川彌八郎君登壇）

○市長（石川彌八郎君） 御指名をいただきましたので、諮問第二号につきまして、提案理由及び内容につきまして御説明申し上げます。

本案は、諮問第一号と同様、人権擁護委員をお務めいただいております井上久彌氏が本年十一月十四日をもって三年の任期がまいりますので、人権擁護委員法第六条に基づき人権擁護委員候補者の推薦につきまして諮問させていただくものでございます。

井上氏は、議員各位におかれましても既に御存じのとおりの方でございまして、履歴書にもございまして、とおり人権擁護委員といたしまして現在一期目の任期をお務めいただいております。人格、識見ともに優れた方でございまして、現在井上商事株式会社取締役社長をなさっており、お人柄も人権擁護委員といたしまして今後も御活躍をいただかなければならない方であると存じまして、ここに再び御推薦申し上げます。して本案を御提案いたしました次第でございます。議会の御答申をいただきましたならば、早速法務大臣にその旨御推薦申し上げたいと存じております。

よろしく御審議を賜り、御答申いただきますようお願いを申し上げます、簡単でございすけれども提案の説明とさせていただきます。

○議長（赤星行人君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 以上で質疑を終わります。

これより諮問第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、諮問どおり異議ない旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって諮問第二号は、諮問どおり異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第二号について採決いたします。

○議長（赤星行人君） 日程第十一 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

総務及び厚生委員長から、目下同委員会において審査中の案件について、会議規則第七十条の規定により、お手元に御配付のとおり閉会中の継続審査の申し出が三件ありました。

お諮りいたします。

本件申し出中、陳情第三十九号についてを閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星行人君） 御異議なしと認めます。よって本件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

続いて、残る二件については、厚生委員会において起立により継続審査となっておりますので、起立により採決いたします。

本二件は、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（赤星行人君） 起立多数であります。よって本二件を、申し出のとおり閉会中の継続審査とするこ

とに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 日程第十二 特定事件の継続調査についてを議題といたします。

委員会の特定事件については、三常任委員会及び議会運営委員会から継続調査の要求がありました。本件は、お手元に御配付のとおり閉会中の継続調査としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（赤星人君） 御異議なしと認めます。よって本件、特定事件は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議長（赤星人君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成三年第二回福生市議会定例会を閉会いたしました。

午後二時五十一分 閉議・閉会

署名議員

署名議員

福生市議会議長

赤 星 行 人

議員

大 野 悦 子

議員

田 村 正 秋

議員

山 下 進

写

福総文発第千百一号

平成三年六月二十一日

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

議案の送付について

平成三年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第七十一号 中央排水区H-I三その一工事請負契約
- 二 議案第七十二号 本町排水区H-I三その一工事請負契約
- 三 諮問第一号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について
- 四 諮問第二号 人権擁護委員候補者の推薦に関する意見聴取について

写

福総文発第千百十号

平成三年六月二十四日

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿

福生市長 石 川 彌 八 郎 印

議案の送付について

平成三年第二回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

- 一 議案第七十五号 福生市議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議案第七十三号

福生市議会委員会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三年六月二十五日

提出者	齋藤 巽
賛成者	松山 清
"	小野沢 久
"	宮沢 良一
"	仲村 清信

福生市議会議長

赤星 行人 殿

福生市議会委員会条例の一部を改正する条例

福生市議会委員会条例（昭和三十九年条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「おく」を「置く」に改める。

第二十八条を第三十一条とし、第二十七条を第三十条とし、第二十六条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（参考人）

第二十九条 委員会が参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

2 前項において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聞こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第二十五条（公述人の発言）、第二十六条（委員と公述人の質疑）及び第二十七条（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。

第二十五条を第二十七条とし、第二十一条から第二十四条までを二条ずつ繰り下げる。

第二十条第一項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条を第二十二条とする。

第十九条第二項中「終る」を「終わる」に改め、同条を第二十一条とする。

第十八条を第二十条とし、第十三条から第十七条までを二条ずつ繰り下げる。

第十二条中「第十四条」を「第十六条」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とする。

第十条の見出し中「又は」の下に「議会運営委員及び」を加え、同条第二項中「特別委員」を「議会運営委員及び特別委員」に改め、同条を第十二条とする。

第九条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第十一条とする。

第八条を第十条とする。

第七条第一項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一項中「常任委員会」の下に「、議会運営委員会」を加え、「おく」を「置く」に改め、同条を第八条とする。

第五条第一項中「常任委員」の下に「、議会運営委員」を加え、同条を第七条とする。

第四条第一項中「おく」を「置く」に改め、同条を第六条とする。

第三条の二に見出しとして「（常任委員及び議会運営委員の任期の起算）」を付し、同条中「常任委員」の下に「及び議会運営委員」を加え、同条を第五条とし、第三条の次に

次の一条を加える。

（議会運営委員会の設置）

第四条 福生市議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、八人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第七十四号

福生市議会会議規則の一部を改正する規則
右の議案を提出する。

平成三年六月二十五日

提出者	齋藤 巽
賛成者	松山 清
"	小野沢 久
"	宮沢 良一
"	仲村 清信

福生市議会議長

赤星行人殿

福生市議会議規則の一部を改正する規則

福生市議会議規則（昭和四十五年議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「日曜日及び休日は」を「市の休日は、」に改める。

第十二条中「行なう」を「行う」に改める。

第二十二条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「さらに」を「更に」に改める。

第二十三条第一項中「終つた」を「終わった」に改め、同条第二項中「終らない」を「終わらない」に改める。

第二十四条から第二十八条までの規定中「行なう」を「行う」に改める。

第二十九条中「終つた」を「終わった」に改める。

第三十条第三項中「さらに」を「更に」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第三十一条第一項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第三十七条第一項本文中「事件は」の下に、「第九十二条（請願の委員会付託）に規定する場合を除き」を加え、「特別委員会に付託することができる」を「議会運営委員会に

付託する」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

第三十九条第一項中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十条中「終つた」を「終わつた」に、「行なわせる」を「行わせる」に改める。

第四十二条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第四十四条第二項中「終る」を「終わる」に改め、同条第三項中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に改める。

第四十六条中「さらに」を「更に」に改める。

第五十二条中「終つた」を「終わつた」に、「終る」を「終わる」に改める。

第五十三条第三項中「当つて」を「当たつて」に改める。

第五十六条中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第五十七条中「終らなかつた」を「終わらなかつた」に、「さらに」を「更に」に改める。

第五十八条第一項中「終つた」を「終わつた」に改める。

第六十八条に次の一項を加える。

2 議会運営委員会が法第百九条の二第三項に規定する調査をしようとするときは、前項

の規定を準用する。

第七十二条中「終つた」を「終わつた」に改める。

第八十条及び第八十二条中「行なう」を「行う」に改める。

第八十七条第二項及び第八十九条第一項中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第九十二条第一項中「常任委員会」の下に「又は議会運営委員会」を、「ただし」の下に「、常任委員会に係る請願は」を加える。

第九十四条第一項第一号及び第二号中「もの。」を「もの」に改める。

第九十五条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「つけなければならぬ」を「付けなければならぬ」に改める。

第百四条中「ただちに」を「直ちに」に改める。

第百十九条第二項中「かかる」を「係る」に改める。

第百二十条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第百二十二条中「代つて」を「代わつて」に改める。

第百二十四条第二項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め

る。

第二百二十六条中「ただちに」を「直ちに」に改める。

別表中「別表」を「別表（第二十七条、第八十条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特別委員会の設置に関する動議

右の動議を提出する。

平成三年六月二十五日

提出者	上野重勝
賛成者	松山清
〃	小野沢久
〃	宮沢良一
〃	仲村清信

福生市議会議長

赤 星 行 人 殿